

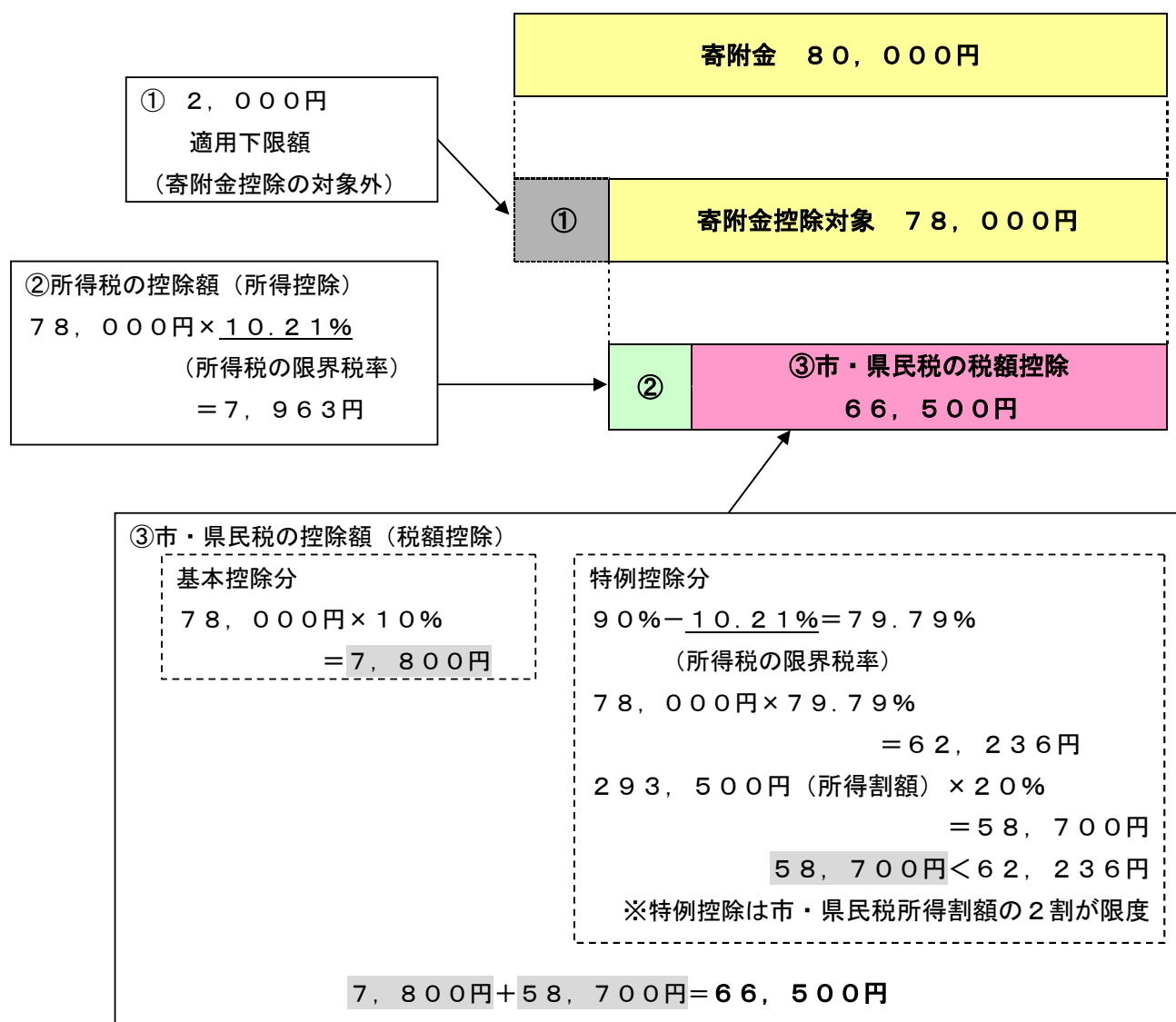
モデルケース（※ふるさと納税の場合）

給与収入700万円で夫婦子2人のケースの計算例

※子2人のうち特定扶養1人、人的控除以外の社会保険料控除等を含む。

○所得税の限界税率10.21%（復興特別所得税分含む） ※

○市・県民税の所得割額 293,500円



- ① 寄附金80,000円のうち、2,000円を引いた残り78,000円が控除対象となります。
 - ② 所得控除により、 $78,000円 \times 10.21\% = 7,963円$ が所得税より控除されます。
 - ③ 税額控除により、66,500円が市・県民税より控除されます。
 - ④ ②所得控除分と③税額控除分をあわせて、74,463円の税額が控除されることになります。
- ※ 平成26年度より所得税の限界税率に復興特別所得税率（2.1%）を乗じて得た率を加算することとなりました。